

人へ、街へ、未来へ。



東急電鉄

2026年3月9日

運送約款の一部改定について

東急電鉄株式会社

1. 改定規則

- (1) 旅客営業規則
- (2) 東急電鉄ICカード乗車券取扱規則
- (3) 東急電鉄障害者用ICカード乗車券取扱特約

2. 改定日

2026年3月14日(土)初電から

3. 改定内容

新旧対照表をご確認ください。

以 上

現行	改定
<p data-bbox="421 212 719 260" style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p data-bbox="815 316 1088 400" style="text-align: right;">2019.10.11 制定 2025. 3. 15 現在</p> <p data-bbox="488 464 656 496" style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p data-bbox="80 579 327 611">（被救護者割引証）</p> <p data-bbox="58 639 1077 1026">第 31 条 被救護者が前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の名称・所在地ならびにその代表者の氏名が記入された発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付をうけて、提出するものとする。</p> <p data-bbox="58 1050 999 1082">2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p>	<p data-bbox="1480 212 1778 260" style="text-align: center;">旅客営業規則</p> <p data-bbox="1890 316 2163 400" style="text-align: right;">2019.10.11 制定 <u>2026. 3.14</u> 現在</p> <p data-bbox="1554 464 1722 496" style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p data-bbox="1133 579 1379 611">（被救護者割引証）</p> <p data-bbox="1111 639 2130 1026">第 31 条 被救護者が前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の名称・所在地ならびにその代表者の氏名が記入された発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付をうけて、提出するものとする。</p> <p data-bbox="1111 1050 2051 1082">2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。</p>

表		裏	
被救護者旅客運賃割引証			
第.....号	指定番号	契印	
乗車区間	駅から 駅まで	經由	
乗車券の種類	片道 往復	被救護者 付添人	片道 往復
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 及び年齢	(才)		
付添人の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	平成 年 月 日まで		
平成.....年.....月.....日発行			
施設の所在地		代表者 職 印	
施設名			
代表者氏名			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
			救 添
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31 33
割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。			
9.1cm			

(この割引証の使用上の注意)

- 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者とその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。
- この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。
- この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1か月間とする。

～(中略)～

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車する場合、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、

表		裏	
被救護者旅客運賃割引証			
第.....号	指定番号	契印	
乗車日	●●●●年●●●●日		
乗車区間	駅から	駅まで	
經由	經由		
乗車行程	被救護者 往復乗車	付添人	片道乗車 往復乗車
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 及び年齢	(才)		
付添人の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	年 月 日まで		
年 月 日発行 ※発行日から1箇月間有効			
施設の所在地		代表者 職 印	
施設名			
代表者氏名			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
			救 添
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31 33
割引証に記入された個人情報、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。			
9.1cm			

(この割引証の使用上の注意)

- この割引証は、旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、次に掲げるいずれかにより割引普通乗車券を購入する場合に1回に限って使用できます。
ア 片道乗車又は往復乗車の割引普通乗車券を購入する場合
イ 付添人と同一区間の片道乗車又は往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
ウ 被救護者が片道乗車、付添人が同一区間の往復乗車となる割引普通乗車券を同時に購入する場合
- この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- 発行者はこの割引証の記入事項(太わく内を除く。)を記入(乗車行程は、該当のものを○で囲む。)し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間です。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1か月間とする。

～(中略)～

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、次の各号に定めるところにより乗車場合、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、自動券

～（中略）～

（通学用割引普通回数乗車券の発売）

第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため、第 39 条に定める区間を区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業及び試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、次の各号に定めるとおりとする。

～（中略）～

（通学用割引普通回数乗車券の発売）

第 40 条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため、第 39 条に定める区間を区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業及び試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 4 条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、次のとおりとし、放送大学または指定学校の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとする。

(1) ~~放送大学の学生が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとす。~~

表

裏

放送大学学生旅客運賃割引証			
第...号			
運輸機関名			
乗車区間	駅から	駅まで	経由
乗車券の種類	回数券		
部科及び学年	教養学部第	学年(年次)	
証明書番号			
使用者の氏名	()		
割引率	2割		
有効期間	学割証発行日から1ヶ月		
平成...年...日発行			
学校所在地			
学校名			
学校代表者氏名			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	備考
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	

9.0cm

(この学生証の使用上の注意)

- 1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- 2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。
- 3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記入名であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- 4) 通学用回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- 5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。また、証明書は係員の請求があるときは、呈示してください。

備考 この割引証は、青色刷とする。

表

裏

学校学生生徒旅客運賃割引証			
(通信教育学校用)			
第...号			
区間1			
乗車日	年月日		
乗車区間	駅から	駅まで	経由
理由			
区間2			
乗車日	年月日		
乗車区間	駅から	駅まで	経由
理由			
乗車券の種類	普通乗車券 普通回数乗車券		
部科及び学年	部 学年(年次)		
証明書番号			
使用者の氏名及び年齢	()		
割引率	普通乗車券 2割		
(旅客鉄道会社)	普通回数乗車券 2割又は3割		
有効期間	年月日から 年月日まで		
年月日発行			
学校所在地			
学校名			
学校代表者氏名			
発行駅	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)	41
			47

割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

9.1cm

(この割引証の使用上の注意)

- 1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、乗車区間の営業キロ(2枚の割引普通乗車券を購入する場合は、それぞれの乗車区間の営業キロ)が100キロメートルを超える区間を旅行する場合に、割引普通乗車券を1人2枚まで購入できます。
- 2) 割引普通回数乗車券は、指定学校(面接授業会場又は試験会場を含みます。)のより駅までの区間を、1人1組まで購入できます。
- 3) 割引普通乗車券と割引普通回数乗車券を同時に購入することはできません。
- 4) この割引証は、旅行開始前までに1回使用できます。
- 5) ※印の欄は、使用者が記入してください。ただし、割引普通回数乗車券を購入する場合の「乗車区間」欄は、発行者が通学区間を記入してください。
- 6) 発行者は※印の欄以外の事項(太わり内を除く。)を記入し、代表者印を押印してください。これらの記入・押印がないものは、使用できません。
- 7) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の職印がないものは、使用できません。
- 8) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- 9) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- 10) この割引証によって購入した割引普通乗車券及び割引普通回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- 11) この割引証の有効期間は、割引普通乗車券を購入する場合は表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)、割引普通回数乗車券を購入する場合は、発行の日から1ヶ月間です。

~~(2) 高等学校の生徒が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、指定学校の代表者において乗車券の種類（「回数」と記入する。）・乗車区間その他必要事項を記入したものとす。~~

通信教育学校用

表		裏	
学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)		(この割引証の使用上の注意)	
第.....号		(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。	
※乗車船区間	駅から 駅まで	(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。	
※乗車券の種類	普通 往復 連続 周遊	(3) ※印の欄は、使用者がインキで記入（乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。）してください。	
部科及び学年	第 学年（年次）	(4) ※印の欄以外の事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。	
証明書番号 <small>発行者の氏名</small>		(5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所	
及び年齢		たときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。	
割引率	旅客鉄道会社線 5割	(6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。	
有効期間	平成 年 日から 平成 年 日まで	(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。	
平成.....年.....日発行		(8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。	
学校所在地		(9) この割引証の有効期間は、表記の期間（面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで）です。	
学校名	代表者 職 印		
学校代表者氏名			
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日) 割引コード			
(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃) 41			

3 前項の指定により提出する放送大学学生旅客運賃割引証または学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

～（以下略）～

3 前項の指定により提出する放送大学学生旅客運賃割引証または学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

～（以下略）～

現行	改定
<p style="text-align: center;">東急電鉄 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定 2025.11.14 現在</p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（発売）</p> <p>第 11 条 PASMO は PASMO 取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名 PASMO の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>2 旅客が PASMO に定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則等に定める定期乗車券を PASMO へ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>3 旅客が PASMO に企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券を PASMO へ発売する。</p> <p>4 第 2 項および第 3 項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用 PASMO に、小児の使用に供するものは小児用 PASMO にその機能を付加する。なお、第 2 項により発売する定期乗車券の機能を無記名 PASMO に付加するときは、当該無記名 PASMO を記名 PASMO に変更する場合に限り取扱う。</p>	<p style="text-align: center;">東急電鉄 ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">2019.10.1 制定 <u>2026.3.14 現在</u></p> <p style="text-align: center;">～（前略）～</p> <p>（発売）</p> <p>第 11 条 PASMO は PASMO 取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし、記名 PASMO の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>2 旅客が PASMO に定期乗車券の購入を申し込む場合は、購入申込書に必要事項を記入して提出し、旅客営業規則等に定める定期乗車券を PASMO へ発売する。ただし、定期乗車券の購入を希望する旅客が IC カード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。</p> <p>3 旅客が PASMO に企画乗車券の購入を希望する場合は、企画乗車券を PASMO へ発売する。</p> <p>4 第 2 項および第 3 項の定めにより発売する場合、大人の使用に供するものは大人用 PASMO に、小児の使用に供するものは小児用 PASMO にその機能を付加する。なお、第 2 項により発売する定期乗車券の機能を無記名 PASMO に付加するときは、当該無記名 PASMO を記名 PASMO に変更する場合に限り取扱う。</p>

5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない

6 旅客は第2項および第4項の定めによる定期乗車券購入時に、ICカード乗車券を処理する機器により、任意の固有な番号を自ら入力し設定することができる。

～（中略）～

（記名PASMOの個人情報変更）

第19条 改氏名等により、記名PASMOを所持する旅客の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名PASMOを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。

～（中略）～

（紛失再発行）

第22条 ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。

5 第1項、第2項、ならびに第4項にかかわらず、実習用通学定期乗車券の発売はしない

6 旅客は第2項の定めによる定期乗車券購入時に、ICカード乗車券を処理する機器により、任意の固有な番号を自ら入力し設定することができる。

～（中略）～

（記名PASMOの個人情報変更）

第19条 改氏名等により、記名PASMOを所持する旅客の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用してはならない。

2 前項の場合、旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名PASMOを当社に差し出して、個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはPASMO取扱規則の定めによる。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

～（中略）～

（紛失再発行）

第22条 ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO取扱規則の定めるところにより行う。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

2 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行する。また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号から第 5 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

2 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。なお、旅客が IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行する。また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号から第 5 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

<p>(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。</p> <p>(4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。</p> <p>(5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。</p> <p>4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する IC 定期乗車券または IC 企画乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名 PASMO の紛失再発行手数料は PASMO 取扱規則の定めによる。</p> <p>5 第 2 項により使用停止措置を行った一体型 PASMO を使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。</p> <p>(1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第 3 項第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。</p> <p>(2) 企画乗車券については、第 3 項第 2 号および第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。</p> <p>(3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。</p> <p>(4) 第 1 号および第 2 号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第 3 項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。</p> <p>6 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画</p>	<p>(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。</p> <p>(4) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。</p> <p>(5) 旅客が株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。</p> <p>4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する IC 定期乗車券または IC 企画乗車券 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および記名 PASMO の紛失再発行手数料は PASMO 取扱規則の定めによる。</p> <p>5 第 2 項により使用停止措置を行った一体型 PASMO を使用していた旅客が、再発行整理票発行日の翌日以降に、定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合、次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。</p> <p>(1) 定期乗車券については、当社が定める申請書を提出し、第 3 項第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。</p> <p>(2) 企画乗車券については、第 3 項第 2 号および第 3 号の条件を満たしたうえ、IC カード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。</p> <p>(3) 前各号により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。</p> <p>(4) 第 1 号および第 2 号により、定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合、第 3 項による再発行の取扱いを行った後には、定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。</p> <p>6 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画</p>
--	--

乗車券が発見された場合に、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 7 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが IC 定期乗車券または IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

~~8 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める申請書の提出を省略することができる。~~

(障害再発行)

第 23 条 ICSF 乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO 取扱規則の定めるところにより行う。

- 2 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

- 3 前項により再発行整理票が発行された当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 IC カード乗車

乗車券が発見された場合に、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

- 7 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが IC 定期乗車券または IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは P A S M O 取扱規則の定めによる。

(障害再発行)

第 23 条 ICSF 乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、PASMO 取扱規則の定めるところにより行う。ただし、旅客が IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

- 2 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。なお、旅客が IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

- 3 前項により再発行整理票が発行された当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 4 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該 IC カード乗車

券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC カード乗車券を再発行する。
また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号および第 3 号から第 7 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
- (5) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示すること。
- (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (7) 旅客が障害状態となった当該一体型 PASMO と株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること

4 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該 ICSF 乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは PASMO 取扱規則の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 20 条第 9 号により無効となった

裏面に刻印されたものと異なるカード番号の IC カード乗車券を再発行する。
また、一体型 PASMO においては、次の第 1 号および第 3 号から第 7 号の条件を満たした場合に限って、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の機能を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。
- (4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。
- (5) 旅客が当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を呈示すること。
- (6) 旅客が株式会社パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
- (7) 旅客が障害状態となった当該一体型 PASMO と株式会社パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること

4 当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該 ICSF 乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは PASMO 取扱規則の定めによる。

- (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
- (2) 旅客の故意または重大な過失により IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が障害状態となったと認められ、第 20 条第 9 号により無効となった

場合

(→第 20 条「無効となる場合」)

~~6 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める申請書の提出を省略することができる。~~

～ (中略) ～

(払いもどし)

第 26 条 旅客が、PASMO が不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO 取扱規則の定めにより払いもどしを行う。

2 旅客が、IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよび PASMO 取扱規則に定める記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。

4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 定期乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たな

場合

(→第 20 条「無効となる場合」)

～ (中略) ～

(払いもどし)

第 26 条 旅客が、PASMO が不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO 取扱規則の定めにより払いもどしを行う。ただし、旅客が IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

2 旅客が、IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよび PASMO 取扱規則に定める記名 PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。

4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 定期乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たな

い額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める無記名

い額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める無記名

PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。

- 7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 企画乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 8 第 1 項にかかわらず、第 24 条第 3 項に定める移し替えにより一体型 PASMO を払いもどす場合は、PASMO 取扱規則の定めによる手数料は収受しない。
- 9 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において自ら IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能を払いもどしする場合、第 11 条第 6 項に定める任意の固有な番号を利用することにより、第 2 項に定める申請書の提出、および公的証明書等の呈示を省略することができる。

~~10 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める申請書の提出を省略することができる。~~

～（以下略）～

PASMO の払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額とする。

- 7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC 企画乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。
- 8 第 1 項にかかわらず、第 24 条第 3 項に定める移し替えにより一体型 PASMO を払いもどす場合は、PASMO 取扱規則の定めによる手数料は収受しない。
- 9 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において自ら IC 定期乗車券に付加された定期乗車券の機能を払いもどしする場合、第 11 条第 6 項に定める任意の固有な番号を利用することにより、第 2 項に定める申請書の提出、および公的証明書等の呈示を省略することができる。

～（以下略）～

現行

東急電鉄障害者用 IC カード乗車券取扱特約

2023.3.18 制定

2025.11.14 現在

～（前略）～

（発売）

第 6 条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。

2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、障害者とその介護者に対して同時に発売する。

~~3 旅客がICカード乗車券を処理する機器において購入申込書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、本条に定める購入申込書の提出を省略することができる。~~

～（中略）～

改定

東急電鉄障害者用 IC カード乗車券取扱特約

2023.3.18 制定

2026.3.14 現在

～（前略）～

（発売）

第 6 条 障がい者用PASMOは障がい者用PASMO取扱特約の定めにより駅等で発売する。ただし、障がい者用PASMOの購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

2 旅客が障がい者用PASMOに定期乗車券の購入を申し込む場合は、必要事項を記入した購入申込書の提出および手帳を呈示し、当社の身体障害者旅客運賃割引規程、知的障害者旅客運賃割引規程または精神障害者旅客運賃割引規程に定める割引の定期乗車券に限り、障害者とその介護者に対して同時に発売する。なお、定期乗車券の購入を希望する旅客がICカード乗車券を処理する機器により、購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は、購入申込書の提出を省略し発売することができる。

～（中略）～

(紛失再発行)

第 14 条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行する。

(紛失再発行)

第 14 条 障がい者用ICSF乗車券の紛失再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところにより行う。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

2 障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後、次の各号の条件を満たす場合に限って、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」）を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。なお、旅客が IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

(1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 記名人本人の氏名、生年月日、性別の情報が株式会社パスモのシステムに登録されていること。

3 前項により使用停止措置を行った当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第 1 号から第 3 号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行する。

<p>(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 再発行する障がい者用 PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。</p> <p>(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。</p> <p>4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券それぞれ 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用 PASMO の紛失再発行手数料は障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。</p> <p>5 当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。</p> <p>6 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。</p> <p>7 障がい者用 IC カード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 IC カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 IC カード乗車券を使用することはできない。</p> <p>8 旅客が、IC カード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第 1 項および第 2 項に定める申請書の提出を省略することが</p>	<p>(1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。</p> <p>(2) 再発行する障がい者用 PASMO に付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。</p> <p>(3) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。</p> <p>4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券それぞれ 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお、デポジットの取扱い、および障がい者用 PASMO の紛失再発行手数料は障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。</p> <p>5 当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券の使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合に、当該障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。</p> <p>6 第 2 項から第 4 項までの取扱いを行った後に、紛失した障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券が発見された場合で、株式会社パスモが障がい者用 IC 定期乗車券または障がい者用 IC 企画乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用 PASMO 取扱特約の定めによる。</p> <p>7 障がい者用 IC カード乗車券のいずれか一方を紛失した場合、紛失した障がい者用 IC カード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用 IC カード乗車券を使用することはできない。</p>
--	--

~~できる。~~

(障害再発行)

第 15 条 障がい者用ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 PASMO取扱特約の定めるところにより行う。

2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。

3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ICカード乗車券を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(障害再発行)

第 15 条 障がい者用ICSF乗車券の障害再発行の取扱いは、当社が定める申請書の提出を受け、障がい者用 PASMO取扱特約の定めるところにより行う。ただし、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

2 障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の取扱いを行う場合は、旅客から当社が定める申請書の提出を受け、かつ障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を呈示したときに、再発行整理票を交付する。ただし、再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は、前項の取扱いをすることがある。なお、旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

3 前項により再発行整理票が発行された当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券は、旅客が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に次の第1号から第4号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該障がい者用ICカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号の障がい者用ICカード乗車券を再発行する。

- (1) 旅客が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
- (2) 旅客が当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を提出すること。
- (3) 再発行する障がい者用PASMOに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

4 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合
(→第12条「無効となる場合」)

6 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用ICカード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間内に限り使用することができる。

~~7 旅客が、ICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、第1項および第2項に定める申請書の提出を省略することができる。~~

～ (中略) ～

(4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には、これを提出すること。

4 当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、株式会社パスモが当該障がい者用ICSF乗車券のデポジットを収受している場合、デポジットの取扱いは障がい者用PASMO取扱特約の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用IC定期乗車券または障がい者用IC企画乗車券が障害状態となったと認められ、第12条第11号により無効となった場合
(→第12条「無効となる場合」)

6 障がい者用ICカード乗車券のいずれか一方が障害状態となった場合、障害状態となった障がい者用ICカード乗車券の再発行が完了するまでの間、対となるもう一方の障がい者用ICカード乗車券を使用することはできない。ただし、当該障がい者用ICカード乗車券に有効な定期乗車券または企画乗車券が付加されていた場合、定期乗車券または企画乗車券の有効区間内に限り使用することができる。

～ (中略) ～

(払いもどし)

第 18 条 旅客が、障がい者用PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。

2 旅客が、障がい者用IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、障がい者用IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用PASMO取扱特約に定める障がい者用PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者IC定期乗車券および介護者IC定期乗車券それぞれ1枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

~~5 旅客が、ICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自~~

(払いもどし)

第 18 条 旅客が、障がい者用PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、障がい者用PASMO取扱特約の定めにより払いもどしを行う。ただし、

旅客がICカード乗車券を処理する機器において申請書に記載すべき事項を自ら入力した場合は、申請書の提出を省略することができる。

2 旅客が、障がい者用IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、障がい者用IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該障がい者用IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、記名人本人に対する定期乗車券とその介護者に対する定期乗車券とについて共に行う場合に限り旅客営業規則に定める払いもどしおよび障がい者用PASMO取扱特約に定める障がい者用PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、それぞれの定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。

4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、障がい者IC定期乗車券および介護者IC定期乗車券それぞれ1枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。

~~ら入力した場合は、第 1 項に定める申請書の提出を省略することができる。~~

～（以下略）～

～（以下略）～